

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社エフ・シー・シー	代表者氏名	片岡 和典
主たる営業所の所在地	高知県高知市中久万 15-1		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 660 号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、 水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 10 月 3 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和 4 年 10 月 18 日から同年 10 月 24 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>株式会社エフ・シー・シー及び当時の同社代表取締役の片岡和男は令和 2 年 8 月頃から同年 10 月頃までの間、複数回にわたり、宅地分譲造成工事現場内において、同所に設置された擁壁等の解体に伴って生じた廃棄物であるコンクリートの破片等約 373 トンを土中に埋めたものである。</p> <p>このことにより、令和 4 年 5 月 17 日付けで高知地方裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) の規定に違反するものとして、同社は罰金 300 万円の、同人は懲役 2 年執行猶予 4 年及び罰金 200 万円の有罪判決を受け、同年 6 月 1 日にそれぞれ刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項	—		

問い合わせ先

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

荒木、松田

電話 (088) 823-9815

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社四国不動産	代表者氏名	片岡 洋貴
主たる営業所の所在地	高知県高知市山手町 94 番地		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 10191 号	許可を受けている建設業の種類	建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 10 月 3 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和 4 年 10 月 18 日から同年 10 月 24 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>株式会社四国不動産及び当時の同社代表取締役の片岡和男は令和 2 年 8 月頃から同年 10 月頃までの間、複数回にわたり、宅地分譲造成工事現場内において、同所に設置された擁壁等の解体に伴って生じた廃棄物であるコンクリートの破片等約 373 トンを土中に埋めたものである。</p> <p>このことにより、令和 4 年 5 月 17 日付けで高知地方裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) の規定に違反するものとして、同社は罰金 300 万円の、同人は懲役 2 年執行猶予 4 年及び罰金 200 万円の有罪判決を受け、同年 6 月 1 日にそれぞれ刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項	—		

問い合わせ先

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

荒木、松田

電話 (088) 823-9815